

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会
(第17回)(2部会合同)

1. 日時 : 平成22年11月22日(火) 10:30～

2. 場所 : 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者 :

(1) 構成員(座長・座長代理を除き五十音順、敬称略)

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美(座長)、相田 仁(座長代理)、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、中島 厚志、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆(座長)、徳田 英幸(座長代理)、柏野 牧夫、佐々木 俊尚、國領 二郎、藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、吉良官房長、原政策統括官、久保田総括審議官、横田情報通信国際戦略次長、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究官、前川総務課長、古市事業政策課長、渡辺電波政策課長、二宮料金サービス課長、泉データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、鈴木消費者行政課長、木村事業政策課調査官、犬童事業政策課企画官

4. 議事 :

(1) 「光の道」構想実現に向けて(骨子(案))について

(2) その他

5. 議事録 :

【山内座長】 よろしいですか。それでは、定刻でございますので、過去の競争政策のレビュー部会と電気通信市場の環境変化への対応検討部会の第17回の会合につきまして、両部会の合同部会として開催させていただきます。

本日も、会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承願いたいと思います。

「光の道」構想につきましては、前回のヒアリング等も踏まえ、「光の道」ワーキンググループにおきまして精力的に議論を行ってまいりました。その議論につきまして、お手元に配付しております「光の道」構想実現に向けて骨子（案）という形で整理をしております。本日は、この骨子（案）につきましてご議論いただくわけですが、まず、私からご説明させていただいて、その後で意見交換とさせていただこうと思います。

それでは、早速でございますが、骨子（案）について説明をさせていただきます。資料17-1をお開きください。1ページ開いていただきますと目次がございます、1章から4章立てということになっております。

まず、1章、1ページでございます。1章は、構想の推進ということで、現状をいろいろ書いてございます。情報通信市場における環境変化、例えばIP化とか、ブロードバンド化、モバイル化が進んでいること。それから、インフラ・ネットワーク面に関して言えば、メタル回線から光ファイバー、PSTNからIP網、このような移行、それから、無線系では、携帯電話系システムと無線LAN系の両方のシステムの発展、このようなことが環境の変化としてあるということでもあります。一方で、サービス面も大きな変化がありまして、特に上位レイヤーの新たな市場が形成されてきているということでもあります。

そして、このような状況を踏まえますと、インフラとサービス・アプリケーションの有機的な連携が情報通信市場の発展に不可欠となっているということでもあります。そのような背景によりまして、下から2つ目の四角でございますけれども、「光の道」構想を推進し、引き続き世界を先導するようなICT環境を構築すると、こういうことの必要性が言われております。

そこで、具体的な政策な在り方ですが、基本的にはその競争というものを軸にしていく、競争政策の一層の推進によって市場の活性化、あるいはインフラ整備の推進、利活用の向上のつながるということでもあります。

2ページ目に入り、他方、過疎地ですが、競争政策を補完するものとして、国・自治体、このようなところに一定の役割があるのではないかとということでもあります。特にその利活用について、これを推進していくために公共も一緒になって推進する必要があるということをお説いております。

そこで、1章の締めくくりでございますけれども、今回の構想のために3本の柱を用意し、2ページ目の①から③まででございます。まず1つは、未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進ということ。2つ目は、競争推進の促進、特にNTTの在り方

を含めた競争政策の推進ということ。3つ目は、規制改革等によってICT利活用の推進を図るということでもあります。

そこで、この3つの柱について順次見ていきますが、まず、未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備の推進ということでもあります。

最初に書いてありますように、90%の整備にあつて、残り10%の世帯でブロードバンドが未整備にあるわけですけれども、これにつきましては、基本的に競争環境の中で民間主導による整備を原則とするということでもあります。それから、そのためには、基盤整備を加速するためのインセンティブを付与することが必要ではないかということが挙げられます。一方、過疎地域等における公設民営方式についても、一定の成果を上げてきているわけでありまして、特に地方自治体等が基盤整備を行う際には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備ということで、この効果が上がるのではないかと記述しております。

それから、3ページ目から3章に入りますが、今回のこの骨子の中で基本的に骨格をなすところでございます。NTTの在り方を含めた競争政策の推進ということでもあります。

基本的な考え方というのをまず述べてございまして、そこの3ページの上の①、②ですが、1つは、基幹的な事業者であるNTTと競争事業者との間の一層の公正競争を確保すると。これによってサービスの高度化・多様化と料金の低廉を促すということでもあります。2つ目は、既存の制度・ルールを見直しまして、NTTを含む電気通信事業者が技術革新の成果を迅速に取り入れて、消費者ニーズに的確に答えられるようにすると、こういうことでもあります。

このような基本的考え方に基づいて、これは前回の部会でもお示ししてご了承いただいたと思っておりますけれども、5つの課題を取り上げております。

3ページ目の①から⑤まで、政策を構すべき課題として、アクセス網のオープン化等の在り方、中継網のオープン化の在り方、ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方、それから、ユニバーサルサービスの在り方、そして、今後の市場環境の変化への対応というものでもあります。

早速のこの内容に入っていきますが、まずそのアクセス網オープン化等の在り方、これは2つの面から考えております。1つは、設備競争の促進、2つ目は、4ページになりますけれども、サービス競争の促進であります。

まず、設備競争の促進ですが、これにつきましては、線路敷設基盤の開放、あるいはア

アクセス網の多様化を推進しまして、設備競争の促進を行うということです。そのために物理的な制約等によって、線路敷設基盤が利用の同等性を確保できないということがございますので、これは更なる開放に向けて検討していくという必要性を指摘しております。

それから、4ページ目のところは、これは移動通信でございますが、これについてもいろいろな物理的な制約、特に鉄塔等の物理的なスペースということもございますので、オープン化に向けて課題解決に向けて更なる取り組みをするということでもあります。その下のアクセス網の多様化という意味で、ワイヤレスブロードバンドということが考えられるわけですが、これについて大胆な周波数の再編を行うということ。これは毎度申し上げておりますが、別途徳田先生が主査をされているワーキンググループの方で検討していただいておりますが、既存の周波数利用者の移行コスト等の負担等を考えまして、これについて市場原理を導入したらどうかという議論がございます。このようなことから周波数の再配分を行うということを目指しております。

それから、この項の2つ目サービス競争の促進でありますけれども、NTT東西の接続料の低下等は、事業者間競争を活性化して、利用者料金の低廉化を促進する上で極めて重要であるということでもあります。これにつきましては、サービス競争のために接続料金を低廉化すると、こういった必要性が一方であります、一方では、インフラ整備を進めていく、そのためのインセンティブをどういうふうに確保するかと、こういう、ある意味ではトレードオフの関係にあるととらえております。4ページ目の下から2つ目の四角のところ、光ファイバのシェアドアクセス方式とシングルスターアクセス方式というのを説明してございますが、特にシェアドアクセス方式について、その接続料が一芯単位で現在設定されているということ、これを分岐単位での接続料にしたらどうかと、こういう意見が出されているところであります。一芯単位では割高であるという見解と、それから、分岐単位では、今、申し上げたように投資インセンティブが削がれるのではないかと、トレードオフの関係にあるわけですが、これについて、5ページ目になりますけれども、設備投資の経済的リスク、あるいは負担、このようなものを一方で考え、一方では、接続料低減の必要性を考え、これについて具体的な検討をすることが望ましいのではないかと記述をしております。

以上がアクセス系のオープン化ということについての議論でございますが、2つ目は、中継網のオープン化の在り方でございます。

5ページ目の下半分になりますけれども、NTT東西のボトルネック設備について、柔

軟な利用形態を実現するための適切なアンバンドル措置が講じられることが必要ではないかということで、特に次世代ネットワークのコアになりますNGN、NGNは次世代ネットワークですけれども、これについてはボトルネック性のある加入光ファイバと一体として構築されているということが、一方で、それによってサービス競争が困難になる特性を有しているということでもあります。したがって、多様な電気通信事業者、あるいはコンテンツ配信事業者がまさに多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要であるということでもあります。

これについて、特に現行のNGNにおいて実現されていないサービス・機能等の扱いをまずは整理をいたしまして、さらに、6ページにございますけれども、上位レイヤーの市場成長ということを考えますと、NGNの通信プラットフォーム機能というもののオープン化も含めて考えなければいけないということで、そういうところを総合して、次の段落の後半でございますけれども、総務省、あるいは関係事業者において、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方、あるいはPSTNで実現していった機能・サービスの取り扱いを含めて、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやマイグレーションに伴う課題等について速やかに検討を行うのが適当ではないかということでもあります。

3番目がボトルネック設備利用の同等性確保の在り方です。

これは、ボトルネック施設について、いわゆる内外無差別の原則、自らの事業者と他の事業者の間の無差別の原則、これを確保するのにどうしたらいいかと、こういう視点でございます。これまでもNTT東西に対しまして、ボトルネック設備の同等性確保のための一定の措置がとられてきたということではありますが、しかし、例えば電話の移転居時の116の光サービスの営業、あるいは西日本における接続情報の目的外利用の問題、このようなことが判明いたしまして、NTT東西のボトルネック設備保有部門と利用部門において構造的措置が必要ではないかと、こういう意見が出されましたということでもあります。

そこで考えられる手段として、7ページの上でございますけれども、大きく分けて2つ、1つは、NTT東西の組織形態の見直しをします。これを実現することによる方法がある。これをここでは構造的措置と呼んでいます。2つ目、②のところ飛びますが、②は、NTT東西の組織形態の見直しを行わずに実現する方法として、ここでは非構造的措置と呼んでおります。そして、構造的措置の中には、資本を分離するもの、それから、資

本を分離しないでグループ内で構造を分離するものに分けられるのではないかとこのこととあります。非構造的措置につきましては、いわゆる機能分離というものが考えられます。ボトルネック設備の同等性については、資本分離、構造分離、機能分離と、この3案について検討するのが適当ではないかということで我々は考えました。

7ページの(a)の組織形態の在り方というところですが、これは、これを考えるに当たってのある意味での評価視点、これを提示しております。①から⑥までございまして、設備競争、サービス競争の促進、2つ目が国民のアクセス権の保障、3つ目がグローバル競争への対応、4つ目がNTT株主への影響、5つ目が実現のための時間、コスト、6つ目が「光の道」整備促進、こういう観点でございます。これにつきましては、前回の部会でも皆さんにご提示したところでございます。

それぞれについてですが、まず、1番目の設備競争、サービス競争の促進については、おおむねそれぞれの方法について中立的ではないかと考えております。ただ、例えば分離したアクセス会社を成立させるということになりますと、仮にその成立後、独占化とか、あるいは設備競争の減退と、こういう可能性はあるのではないかとこのことを指摘してございます。

それから、2番目の国民のアクセス権の保障ですけれども、これはユニバーサルサービスによって最終的に保障されるということですが、その意味では制度のあり方次第で3つの形態、それぞれそれほど差はないのではないかとこのことです。

それから、3つ目がグローバル競争への対応ですけれども、これはなかなか難しい問題でありまして、一義的にグローバル競争のために何が必要であるということとは定義しづらいわけでありまして、逆に考えますと、3つの形態それぞれになって、経営力をそれぞれ上げていくというような対応が要求されるということではないかとここに記述してございます。

それから、4番目のNTT株主への影響でございますけれども、これは3つのやり方で随分、かなりの違いがあるのではないかとこのこととあります。100万人以上の個人株主、約100万人ですか、個人株主、あるいは機関投資家がいるということで、この点について、加入光ファイバ網が投資回収フェーズに入っていると、こういうことも考えるということとでございますけれども、基本的には、分社化の程度が強まるほどに、既存株主への影響が大きいのではないかとこののが原則論として言えるということが書いてございます。

5つ目は、実現のための時間、コストであります。これは、基本的に新会社をつくる、あるいは会社の中で分離する、あるいは機能分離と、その場合において、NTT東西の資産を移管して別会社を創設するということになりますと、やはり法案成立等、そういうことも考えて時間が必要、また、それなりのコストも必要ではないかということを記述してございます。

6番目が、「光の道」の整備促進でございます。これについてはいろいろ見方がございますけれども、いずれについてもおおむね中立的ではないかというのがここでの結論でございます。

以上のような6点を勘案した結果、我々としては、8ページの下から9ページ目でございますけれども、NTT東西のボトルネック設備保有部門について「機能分離」を行うというのが、現時点において、最も現実的かつ効果的ではないかと、こういうようなことで記述をさせていただいております。

その下の9ページ、2つ目の段落でございますけれども、ご承知のように、光アクセス会社構想というのが通信会社の方から提案されております。我々もここでもいろいろ議論いたしましたし、ワーキングでもいろいろな精査を行いましたけれども、いろいろな条件がある。しかし、事業成立の可能性、例えば光ファイバの投資額とか、あるいはアクセス回線の維持費とか、あるいはバランスシート、工事力の確保等、それから、メタルから光へのマイグレーションに係る諸課題ということを踏まえると、我々の結論としては、不確実性が高いのではないかとこのように考えてございます。

そこで、機能分離をご提案させていただいて、どのようにそれを進めるかというのが(b)のところですが、基本的には、NTT東西の他部門と他事業者との同等性を確保するために厳格なファイアウォールと、これを構築することだということでもあります。その際どういうオプションがあるかということで、そのファイアウォールの範囲ですけれども、アクセス網を対象とするのか、あるいは現在の第一種指定電気通信設備の範囲を対象とするのかということでもあります。やはりNGN、光ファイバ、加入光ファイバと一体に構築されているということとか、あるいはアクセス網及びそれと一体として設置される電気通信設備の総体をボトルネック設備と考えることが適当であると、こういうような考え方がございますけれども、総合すると、ここでは総体として考えるオプション2というものを選択するのが適当ではないかと記述してございます。

それから、もう一つは、この機能分離のところで重要な点として、子会社等との一体経

営への対応でございます。NTT東西が営業・保守等の業務について県域等を単位とするアウトソーシング子会社に委託していると。そういたしますと、こういった実態的に規制が適切に機能してないのではないかと、こういうおそれがあります。そして、9ページの下から現状として、目的外利用のようなことがあるということございまして、そのためには、子会社等の業務を委託した場合には、NTT東西に課されている規制を適用することができないで、事実上、潜脱行為になっているのではないかとこのおそれもあります。そこで、結論的に、次の段落ですけれども、NTT東西に対しまして、現行行為規制の内容を委託先子会社にも遵守させるための措置を講じると、こういう必要性を記述しているところでございます。

それから、そのような機能分離について、NTT東西の業務範囲の在り方ということでもありますけれども、NTT東西の特殊会社としての地位ということについては、これはユニバーサルサービスとも関係しますけれども、あまねく電話の責務を課して、現状では特殊会社として維持させるということが適当というふうに考えております。一方で、FTTH、あるいはひかりの県間サービスを行っている、これは活用、いわゆる業務制度というものを通じて行っているわけで、その上では今までのNTTに対する業務範囲の規制というものが、ある意味では形骸化しているというご指摘もございまして。そこで、10ページの下から2番目の段落でございますけれども、公正競争確保に支障がない範囲内で市場の環境変化、あるいは消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度の見直し、これについて一定の合理性があるのではないかと記述しております。10ページの下からは、東西の二社体制ですけれども、これは将来的はともかく、引き続き維持するというところで11ページに記述してございます。

さて、3つ目までございまして、4つ目がユニバーサルサービスでして、ユニバーサルサービスの在り方がこういうブロードバンド化においてどのようになるかということですが、これについては、別途情報通信審議会の専門の部会で議論されているところでございまして、現状では10月に出された案でIP電話をこのユニバーサルサービスの一つとして加えるということ。結果的にそれによって、今後メタルと光の二重投資の回避が可能になるのではないかとこのことが言われております。我々としては、このような形で審議会の議論を受け入れてはどうかということでございます。

それから、11ページ目の下からは「光の道」実現後のユニバーサルサービスの在り方です。この「光の道」が実現した後、そういったところでは、ブロードバンドサービスの

利用が大きく向上した際ということですが、現在の電話を念頭に置いたユニバーサルサービスの制度を見直ししていくということ。それに対して適時適切に総務省としてご対応願いたいということが記述してございます。

それから、12ページ目、5つ目ですけれども、今後の市場環境の変化への対応ということであります。その1つ目の段落に記述しておりますように、環境の変化というのは非常に激しいということであります。一方で、現行のドミナント規制というのは、固定通信と移動通信の2つの市場を画定した上で出されているということであります。こういった市場環境の激しいときにこういうものでいいのかというご議論がございまして、例えばEUにおいて導入されているSMP（Significant Market Power）の規制ですかね、というようなやり方がよいのではないかと、こういうご指摘があったところでございます。ただ、ここでは、SMPにつきましては、例えば規制の予見性が低いと、こういうご指摘もあります。一方で、柔軟な規制を課すことができるのではないかと、こういう利点もあると、両方ともあるわけでありまして、ただ、現行の我々の規制と比べると、かなりその抜本的な見直しになるということでもあります。とりあえず十分にこれを検討した上で、これを考えるのが望ましいのではないかと、この記述ということでもあります。まずは、子会社等との一体経営への対応ということを行うということをご述べております。

12ページの下から今後の検証ということで、今後の環境の変化に対応するために、競争セーフガード制度、あるいは競争評価制度の運用等を通じまして、規制の遵守状況、市場の競争状況や「光の道」構想に関する取り組み状況等を適切に検証することが必要であるということでもあります。

それから、第4章のところ、13ページ、これは利活用でございまして、ICTの利活用を妨げる制度・規制の見直しをしていくこと。それから、安心・安全な利用環境の実現、それから、デジタルリテラシーの向上ということをしていくという記述でございまして。

以上、私の説明でございまして、ご覧になっておわかりのとおり、文章は疑問形をとってございますけれども、この疑問形につきましては、ここで議論していただきまして、最終報告において我々なりの提言をまとめていくと、こういう次第でございまして。

時間がかかりまして、大変失礼でございまして、今、ご説明いたしましたこの骨子（案）について、これから審議したいと思います。何かご意見、あるいはご指摘等ございましたら、ご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

【藤原構成員】 構成員の藤原でございますが、ワーキンググループで大変短い時間で大変な作業をしていただいたと思います。どうも本当にありがとうございます。

私も何度か質問させていただいたのですが、ヒアリングを各事業者さんからさせていただいてちょっと感じたことをお話ししますと、今日國領先生のコメントもあると思うのですが、基本的にNTTさんの経営方針に対してかなり立ち入った議論をされているように思うのですけれども、資本市場であるということであれば、これは株式会社としてのNTTさんの判断、その取締役会の判断であるというのが多分原則だと思うのですが、このそもそもタスクフォースが出てきた背景は、おそらくその上位概念、独禁法であるとか、NTT法とかで政府規制のある特殊法人の活動に対する意見ということで、いろいろなヒアリングを皆さんから聞いた結果出てきたのだと思うのですが、それにしてはちょっと結論が出過ぎではないかなというのが私の印象でございます。例えば、合同部会の意見として構造分離だとか、機能分離だとか、資本分離だとか、あり得るところでとどめるべきかという気がするのです。といいますのは、これは、やはり専門家の意見といいますか、判断材料を政府とか、政治判断にゆだねるというのが多分本筋だと思いますので、ちょっと踏み込み過ぎのような気がするのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

【山内座長】 私の方から今の点について少し説明を加えさせていただきますけど、我々のこの議論の場がどういう構造になっているかということですが、一番上にプラットフォームというのがございまして、その下に部会が4つあって、我々は、今、1つ目の部会と2つ目の部会で合同でやっているということです。今、ここで出てきたのは、その下にあるワーキンググループの骨子（案）が出てきたということです。基本的には、我々のワーキングの結果を皆さんにご審議いただいて、今、藤原構成員がおっしゃったように、結論をどこまで出すかということも含めて、これは議論して、その上にプラットフォームがあるわけですから、これを我々の意見としてプラットフォームにお出しすると。最終的にどういう形になるかというのは、プラットフォームの中の結論で、これは総務大臣が議長でいらっしゃるので、ある意味では政治主導といいますか、そういった面も含めて政策判断をしていくということになると思います。

その意味では、我々の意見というのがどこまでその拘束力を持つかという問題が一つ。それから、その上で議論したときに我々の結論をどこまで明確に出すかということが一つですね。そういうことで、今、藤原構成員がおっしゃったような点を踏まえまして、ワーキングとしての方向性というのは機能分離ということを行ったわけでありまして、

これは一つの選択肢であることには変わりはない。我々としては、これが現実的かつ効果的と言っておりますけれども、そういった上で記述等をもう少し、あるいはニュートラルに直すことも含めて、これを部会の皆様のご意見を踏まえてプラットフォームの方に上げていくと、こういうことだろうと思っております。

ただ、逆に、もう少しはっきりした結論を出すべきだという意見もあるかもしれませんので、その辺を今日は伺った上で対処させていただこうと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。じゃあ、町田さん、それから、勝間さん。

【町田構成員】 町田です。ワーキングの皆様、大変な労力だったと思います。ありがとうございます。

私は、かなりいいものができていると思うのですが、全体の中間報告と比較して読んでみたときに、新聞記者出身の者からすると、中間報告では、2015年とか、具体的な時期を含めたターゲットが付されていたのに対して、これはそういう記述が随分落ちてしまっていますね。そうすると、おそらく、専門家の先生方はそうは思わないかもしれないけれども、マスコミ含めて一般の国民の人が読むと、これはやる気がなくなってしまったのではないかという印象をすごく受けると思うのです。それで、私はできるだけ具体的にどのような方策をやるべきであるとか、あるいはいつまでにやるべきであるとかということについて書けることはできるだけ踏み込んで書いていくことが、この部会が1年間かけてやってきたことの集大成としていいのではないかと、まず基本的に思っています。

それで、今、藤原先生がおっしゃったところに関連して言うと、実は、個別にいろいろと追っていきたいのですが、その部分だけまず取り上げて言いますと、むしろ、構造分離の難しさについては、私は、構造分離は選択肢として捨てるべきでないというのは、國領先生にわりと近いのですが、その一方で、今、現時点で2015年を前提に「光の道」を100%整備するのに構造分離が有効な手段かというところは、中間報告のときも議論しましたけど、とても間に合いませんねと。その有効性は認めますけれども、それをやっている時間があるとは思えない。だから、今、すぐできる機能分離をとにかく全部やって、あるいは競争促進策を全部打って、それでその状況を見守ろうという哲学だったと思います。だから、その後、後半の議論を踏まえても、そこの本筋を変えるような議論はなかったと思うので、それをきっちり守っていただきたいということですね。

それで、他の部分も含めて、中身、具体的に言っていきたいのですが、例えばそういう

意味でいうと、3ページですね。NTTの在り方を含めた競争政策の推進という中で、座長におっしゃっていただいたように、ここに入った途端、実はそれまでの章と違って疑問形の投げ方が多くて、非常に心配です。これは、今日の議論を含めて最終報告書できちんとしていただきたい。

例えば第3章の前文の2パラのところ、先に具体的に直し案を言いたいのですが、「これら基本的な考え方に基づき、本タスクフォース『過去の競争政策のレビュー部会』『電気通信市場の環境変化への対応検討部会』（以下「合同部会」という。）として、以下の課題について構ずべき政策を提言することが適当ではないか。」とあるのですが、その「構ずべき」以降のところを、読点を打った上で、「総務省が速やかに実施施策を詰めて、例えば1年以内に必要な法的整備も行った上で実施に移すべきである。」というようなことを、この5項目の前に、5項目にかかるようにまず書いてしまって、努力してやってくださいということを我々として総務省にお願いすることをまずはっきり出してしまった方がいいと思います。

あとは、もうそれ以降、例えば設備競争の促進のところ、「サービスの発展と」で始まるコマまでいうと、線路敷設権の開放やアクセス権の多様化の推進等により設備競争の促進を行うことが必要ではないかと疑問形とになっていますけど、これ、座長がおっしゃったように、「必要である。」に直すとか。その次であれば、「更なる開放に向けて検討することが適当ではないか。」となっていますが、「更なる開放を行う必要がある。」とか、そういうかなり強めの断定に変えていっていただくこと。この中身についても、これまで論点メモで出してきていただいたことで異論はなかったと思いますので、それぞれについてそのように書いていただきたいなという印象がございます。

それから、4ページの(b)のサービス競争の促進のところ、光ファイバの接続料の問題が出てくるわけですが、これについてはかなり具体的にどういう方向がいいのだと、8分岐を示唆しつつ、さらに何か踏み込んでというニュアンスではあるとは思っていますが、今までの議論でさらに踏み込んでこうだという議論を言うほど、この合同部会で議論できているとは思えませんが、しかし、一方で、2015年までに「光の道」を完成するというのを考えたら、例えば何年もかけてこの接続料の議論をしているはずはないわけで、例えば半年なり、1年なり、具体的な時期を切った表現をこの加入者系光ファイバのどこかできちんと入れていただきたいという感じがいたします。

それから、少し飛びますが、NTT東西の組織形態の在り方まで。

【山内座長】 はい、7ページまでですね。

【町田構成員】 ごめんなさい。9ページまで飛んじゃってください。8ページの終わりから9ページにかけてのところですが、藤原さんのおっしゃったことに関連するのですが、「本合同部会としては、NTT東西のボトルネック設備保有部門について、機能分離を行うことが、現時点においては、最も現実的かつ効果的に考えられるのではないか。」というところですが、私は、これ、「考えられる。」というふうに断定していただいていいと思いますが、ただし、その後、将来の構造分離の必要性や有効についてまで、この合同部会是否定するわけではなくて、例えば毎年フォローアップをして、競争が進まないとか、「光の道」の普及が進まないとかいうようなことがあれば、着実にフォローアップしていくのだと。それで、必要に応じてそういう再検討をスタートさせていただくのだということこの後ろに一文をつけていただきたいなという印象があります。

それから、その次の10ページのところで、子会社の在り方について、グループドミナンスの議論に入っていく中で、アウトソーシングそのものについて、実はNTT東西がこれまで随分進めてきていて、あの部分というのは、別会社化することで再雇用を含めて人件費のカットを進めて、サービス料金の引き下げにつなげるようなことをやってきていますので、そのこと自体否定してしまうとね、非常に難しいなという印象はあるのですが、その一方で、この10ページの最初のパラグラフの「この点」というパラグラフの最後のところで、「現行行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講ずることが適当ではないか。」とあり、これは講ずることか適当であると思いますが、ただ、それではどういう措置がその措置に当たるのか。それが実はかなり不足していると思っていて、現実的に今、NTT東西を規制する法律があるにもかかわらず、こういう問題が起きているわけですから、その下のアウトソーシング会社である、例えばこの間問題を起こした会社の名前でいうと、NTT西日本-兵庫という会社に当たるのかもしれませんが、こういう会社まで含めてきちんと法的規制の対象になるように我々は提言するべきではないかと思えます。

それから、その場合のその具体策ですけれども、「例えば金融機関の例などを参考にし」というくだりが、ちょっとごめんなさい、どこかにあったと思うのですが、それもそれだけではなくて、もう少し具体的に何が期待されているのか。私、新聞記者スタートして10年間証券会社、あるいは金融機関を対象に取材してきた記者で、当時インサイダー取引規制の導入とか、そういうのをフォローしてきたのですが、当時のことで言うと、例えば

そういう情報のある部門と別の営業部門との間で、明らかにその部門をまずきっちり本部なり、部なりを分けて、担当する役員とか、あるいは担当するラインのきちんとした仕分けをして、さらには、その物理的なそれぞれのオフィスがあるビルを別にし、それぞれの社員が相手側には入ることを規定するような形をきちんと引くというようなところまで、例えば政省令上として規制していくということが必要ではないかと思います。

さらに言えば、それについてきちんと遵守されているかどうか。今までそういう考え方は電気通信事業法にはありませんでしたけれども、それをきちんとされているかどうか、それは電気通信事業法がいいのか、NTT法がいいのかという議論はあるかもしれませんが、きちんと監視する。これについては、ヒアリングの際にKDDIから意見が出されていたと思いますけれども、私は第三者機関が絶対に適当とは思いませんが、総務省がきちんとそういう権限に基づいて一般的な監視権限はあると思いますけれども、今回そういうことに基づいてきちんと見ていくんだということを法的に担保し、政省令等で明文化していくということが必要ではないかと思っています。それについてもこのあたりで書いていただければなと思っています。

それから、同じく10ページです。逆に、NTT東西に対してきちんとやれば、規制緩和をしていいこともあるよというニュアンスは出してあげるべきだと思うんですが、その中で、下から2コマ目の「他方、グローバル化」というところで始まるコマまで、「公正競争確保に支障が生じない範囲内で、市場の関係変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度の見直しを行うことについては、一定の合理性があるのではないか。」と。これは私、あると思いますが、その後で、じゃあ、それは例えばどういうものを規制緩和の対象にし得るのかは、少しはっきりと限定列挙の形で、例えばこういうものが考えられるというところまできちんと書いていただきたいなという印象がございます。

それから、ちょっと違和感があったのは、競争促進の話とは変わりますけれども、4ページの上から2コマ目で、「アクセス網の多様化の観点から、ワイヤレスブロードバンドの整備・普及に向け」というコマがありまして、この中で最後に、「市場原理を活用した制度を検討することが適当ではないか。」ということがありますが、総務省用語では、市場原理を活用した制度というのはオークション制度を指すのかもしれませんが、そうであれば、一般名詞的にその普及しているオークションという言葉をきちんと使っていただきたいし、それから、そのオークションが、徳田先生の方のワーキングでも随分精力的にご検討いただいていると聞いていますが、その立ち退き料に限定したという意味のオークションと、

それから、その一般的、本格的、将来、前副大臣もこの場で目指すのだと、その疑似的なものは第一歩だとおっしゃっていただいていたのですが、その将来のオークションに向けての道のりまで含めて、我々はどういうことを考えているのか、それを示すのが、事業者の方々がどういう戦略で設備投資をしていくかということにとっても役立つことだと思いますので、そこまで可能な限り具体的に記述をしていただきたいなという感じです。

あと、ちょっと思い出したら、また追加させていただくかもしれませんが、とりあえずそんなところがございます。

【山内座長】 ありがとうございます。今のおっしゃったところで、まず、「ではないか」という疑問形は、皆様のご反対がない限りは、これは肯定形に直すということだと思います。

それから、幾つかご指摘いただいた点は、対応させていただきますけれども、例えばグループドミナンスの具体例などというところは、参考の方の資料の12のところでも、証券会社のファイアウォールの例を挙げておりますけれども、我々もワーキングでかなりこれを議論して具体的なことを検討してございますので、おそらくこの骨子というよりも、報告書の方でそういったことも盛り込めるのではないかと思います。

その他のご指摘の点も考えさせていただこうと思います。ありがとうございます。

【町田構成員】 よろしくをお願いします。

【山内座長】 では、勝間さん、どうぞ。

【勝間構成員】 非常にシンプルだと思います。やはり構造分離か、機能分離かというのは最大の論点ですので、もし、これを機能分離にするということを推奨するのであれば、機能分離にするかわり、要するに、構造分離までいかないというかわりに、NTT側にどこまでコミットするかという目標を私は立てるべきではないかと思います。交渉だと思いますけれども。その中でコミットした目標をある年、ある時点まで達成できなかった場合には、また、これを構造分離のフェーズにもっていくということをはっきりと明記することが必要ではないかと。そうしない限り、やはりずるずる延びて、また、私、5年後、10年後に同じような議論をしている可能性があるのではないかという気がすごくします。ですので、これは、例えば事業計画に近い形で、機能分離である場合には、何年までに、パーセンテージが何%普及、金額が大体これ以上に下げるといったようなことをコミットしていただいて、そのハードルがクリアができなかった場合に、即、構造分離というわけではないのですが、ある程度の説明責任をもって説明していただいて、それが納得できな

い場合には構造分離の議論に移るといったような形で、この段階的な普及策というのを盛り込むことを私は推奨したいと思います。

以上です。

【山内座長】 ありがとうございます。ワーキングでも、例えば機能分離にしたときに、どういうその内容になるのか。もう少し具体的に、こういうことを我々は要求するとか、ある意味では要求水準のようなことを考えてございまして、おっしゃったような形で、どこまでコミットするのか、あるいは成果を出していくのかについて、少し具体的に検討させていただいて、これもおそらくは報告書の段階になると思いますけれども、書かせていただこうと思います。

【勝間構成員】 ありがとうございます。やはりそれがなくなるとやむやになって終わるとこの一番恐れておりますので、それをさせないような方策ということだけお願いします。

【山内座長】 ありがとうございます。承知いたしました。

他にいかがでしょう。どうぞ。

【藤原構成員】 先ほどのお話の追加ですけれども、少し僕はやはり踏み込み過ぎかなと思っています。例えばですけれども、4ページに「NTT東西の接続料の低廉化等は」という、事業化、これ、NTT東西さんだけではなくて、ヒアリングさせていただいたのは、やはりアクセス網、ケーブルテレビもありますし、電力系のキャリアもありますし、必ずしもこのNTT東西の接続料の低廉化だけではないのではないかなと。要は、値段、下げなさいというのをNTTさんなりに企業努力されているはずで、ここをこの強制的に値段下げなさいというような書き方はどうかと。やはり市場原理の中で出てくるというのが一つの考え方じゃないかなというのが一つですし、それから、また、先ほどの機能分離の話ですけれども、これ、このワーキングの総意として断定してしまっているのかなというのが、やはりヒアリングを聞いてみたところ、皆さんそれぞれ意見が違いますから、今日の國領先生のコメントを見ても、やはり資本市場で決めるという考え方ももちろんあると。それはNTTさんが株式会社であるということが大原則にした考え方だと思いますし、さらに、その上のNTT法なり、独禁法なりという考え方でやるならば、これは本当に政治判断だと思いますので、我々がここまで結論出しているのかなというのが、責任持てないというのが正直なところでして、やはり事実を客観的に並べておいて、そのときの政権なり、政府が決める話じゃないかなと、私は思いますけれども。

【山内座長】 ありがとうございます。具体的に今の8ページから9ページのところについてはまた議論させていただきますが、他のところでこれは書き過ぎではないか。今、おっしゃったようなところ、例えば4ページのところですか、ございましたらまた個別に言っていただければ対応したいと思います。

今の8ページから9ページについては、皆さん、おそらくご意見があると思いますので、そこについてはここで議論したいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

【町田構成員】 利用者料金を下げていきたいというのは、「光の道」を普及する上では気持ちの上では多分みんな持っていると思います。ただ、一方で、それを政策的に共有できるのかというところではないので、それが政策的にできる部分が、接続料を何か工夫して下げる方法はないかと探すようなことが政策的な方法ということで、このような書き方になっていると思うのです。だから私は、このような書き方の上に、さらにそれをどういうタイミングまでに間にあわせて実現するのだと。それをやらないと、全体としての料金競争も起きないし、2015年に向けた「光の道」の整備も遅れるということになりかねませんから、むしろ、それは積極的に踏み込んで、政策としてやるべきだと感じます。

【山内座長】 お2方のご意見につきましては、ちょっと引き取らせていただきまして、また、ワーキングでいろいろ議論させていただきます。

【町田構成員】 はい。

【山内座長】 他にいかがでしょうか。どうぞ、舟田構成員。

【舟田構成員】 藤原さんがおっしゃった踏み込み過ぎじゃないかという点ですけれども、確かにNTTの株は上場されています。それを資本市場だけで解決するとした場合には、当然株主は自分の利益だけを考えるわけです。社会全体の利益といいますか、ここで議論しているような「光の道」をどうやったら推進できるかとか、あるいはその前提として競争をどう促進したらいいかということについては、株主は直接それを考えて行動するわけではないのです。ですから、上場してはいますが、同時に特殊会社として一定の公的な規制を受けるということは、前回お話のとおりで、これは株主もそれを織り込み済みで株価を形成しているはずで、他の会社と全く同じで株価形成しているとは私は思えない。NTTの株というのはそういうものではないかと。それは他にもいろいろある。公的な関与を受ける会社が同時に上場しているということはあると。だから、国の方で、NTT法の目的に基づいて一定の措置をすると。それは当然ながら、もちろん先程の8ページにあったような株主の利益を不当に害してはならないわけですから、そこはもちろん配慮は当

然求められるわけで、場合によっては、それは、利益を特に侵害した場合には国が補償するというような問題も可能性としてはある。非常に難しい道を私どもは歩いているのですが、しかし、可能性として国としては株主の利益だけを考えてやるわけではない。その前の前提条件は国としてつくり出すことができるのだということで、私は踏み込んでいいのではないかと考えています。

【勝間構成員】 1点だけ、すいません。私、もともとNTTの株主アナリストをしていましたので、ちょっと補足させていただきますと、舟田先生のおっしゃるとおりでして、いわゆる市場の方は明らかにキャッシュフローから求めた株価よりはディスカウントしております。それは何かといいますと、やはり今回のようにいつ規制が入るかわからない。いつ現状のことにディスカウントされるかわからないということで、市場では永遠の割安株と呼ばれております。

以上、補足です。

【山内座長】 参考になりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょう。どうぞ。

【吉川構成員】 今日すごく大事なペーパーを國領先生が出されていて、本当に来ていただきなかったなと思うのですが、9ページのソフトバンクさん、あるいは同意される企業さんありましたけど、アクセス回線会社構想というのを発表されました。いろいろ財務がどうなるかというデータも出していただきましたけれども、やはりモデルというのは、一つの前提条件だけではなかなか評価できないと。設備投資額、当初、確か2.5兆円を3.1兆円に変えられたと思うんですけども、他の事業者の方に光を100%利用していただく場合、設備投資、どれぐらいかかりますかというお話を伺うと、NTTさんも出されています。NTTさんは、架空回線の区間だけで1.3兆円というのは過小じゃないかとおっしゃっていたと思いますが、他、複数社がやはり倍、あるいは最大2.8倍ぐらいかかるんじゃないかと。ということは、もともとの設備投資の計画というのは、ソフトバンクさんは、5,000億円ぐらいを大体5年間ということだったと思うのですが、これ、最大5兆円ぐらいかかると、1兆円を5年間というような設備投資計画になりますと。そこまでパラメータを揺さぶるかどうかは別にして、感度分析を行うとかなりある意味ではリスクが高い結果になるのではないかと考えています。

ただ、私のスタンスは、前回少し申し上げましたように、数字の正しいか、正しくないかは、なかなかこれは判断できないと。ということになると、少なくともリスクのあるこ

とに対して国がそこまで踏み込めますかという、そこまではいかない。つまり、特に国の資本まで入れるかという、そこまではいかないと。問題は、じゃあ、これ、民間企業で全部やられたらどうなるのですかということになると思います。そのためには、やはり株主にある意味で納得していただくということがかなり重要で、もちろん国が今、もう3分の1持っていますが、国はある意味では財産も持っていますし、公共の福祉に役立てるというミッションも背負っていると思いますけれども、やはり一般の株主の方が納得されるかが極めて重要だろうと私は判断しています。不確実性が高いのではないかという表現になっていますのは、実はそういうことでございます。そういう意味で、國領先生は、NTT法のことまで書いていらっしゃると思います。我々はそこまできちんと議論できておりませんが、やはり資本市場のダイナミズムをうまく使っていくというのが極めて重要だろうというふうに私は考えております。

以上です。

【山内座長】 ありがとうございます。他、いかがでございましょう。どうぞ。

【藤原構成員】 誤解ないようにと思ひまして補足を。舟田先生がおっしゃった件、私は、資本市場でやるべきだと言っているのではなくて。資本市場でダイナミズムを使うべきだという、今、吉川構成員のお話、それは大変重要な一つの意見だと思いますので、そういう意見があるよと。それから、一方では、NTT法だとか、独禁法だとかというところの上位、別の視点からサービス料金をこうしろだとか、NTTさんの経営内容に踏み込むような意見もある中で、どれか一つというのをこのタスクフォースで得られないのではないのかというのが私が言いたかったことです。やはりそれはもう政治判断だと思いますので、我々の権限を超えているといえますか、責任を超えているといえますか、幾つかの可能性を列記して、あとは、政府なり、総務省なり、政治の方で選んでくださいというところにとどめるべきではないかというのが私の意見でございます。

【山内座長】 ありがとうございます。他にいかがでしょう。どうぞ。

【柏野構成員】 柏野です。ちょっと違う話で、もしかしたら、この合同部会のポイントではないかもしれないので、ちょっとそれはご容赦いただきたいのですが、ICT利活用の促進ということで、13ページですが、こちら、基本的には規制を見直しましょうと、あるいは自由競争という話ですけれども、そもそも、例えば「光の道」が実現した暁に本当に質的に何が変わるというか、どういうことができるようになるのだという、あるいはどういうことをできるようにするべきかというふうな話というのは、例えば第4

部会とかでもう盛んに語られていると。よってここには別にそんなに盛り込む必要はないということでもよろしいでしょうか。

と申しますのも、結局、例えば今、想定されているイメージというのが、メールなり、ウェブなり、動画配信なり、今あるものの延長上のイメージ、それが使えるようになります。そこに本当に今、使っていない人がお金を払うのかという話ですが、それは医療だって電子カルテを超えた何かはもちろんできるはずでありますし、それから、最後のところに書いてある子供から高齢者、チャレンジドまで、デジタルリテラシー教育とありますけど、これも本当を言うと、何も知らなくてもそのまま使えるというのが技術としてはいいわけであって。若干ちょっと上から目線というか、現状のその教育が必要で済みたい言い方というのはそういう感じになってしまうかもしれない。というわけで、本来何ができるはずで、そうすると、多分そういう需要が創出されるでしょうみたいな論点が、もし十分によそで盛り込まれているならいいのですが。という、そこをご確認をさせていただきたいのですけれども。

【山内座長】 13ページの第4章の記述がほとんどすかすかになっているという、そういうご指摘だと思いますけれども、今、おっしゃっていただきましたように、このプラットフォームで言えば、例えば第4部会でこれは議論され、ある程度予算措置も考えられて、それについていろいろ議論ございましたが、そういうようなこともあります。

それから、政府全体の戦略本部の方でもいろいろ言われているところで、我々としては、そちらで議論されているということもあり、ここでは記述はある程度控えているというわけです。ただ、今、ご指摘のように、今回のこの我々の「光の道」構想の実現という、こういった視点から非常に重要な点であるとか、あるいはかかわりのある点については、逆にこれ、ご指摘いただいて、ここで改めて指摘するという必要もあると思いますので、具体的にその辺、後ほどでも結構ですので、ご指摘いただければと思います。

徳田先生、どうぞ。

【徳田座長代理】 今、そこら辺ともちょっと関係するのですが、非常にワーキンググループ1の方が頑張ってください、ここまでまとめていただいて。私、我々もWG2の方で移動体通信の方をやっておるのですけれども、1つは、やはり将来に向けての時間的な枠組み、我々の場合には、携帯電話をはじめいろいろなラジオマイクの無線であったり、PUであったり、いろいろ関係する方がたくさんいらっしゃるんで、時期的な何年何月までに、何年までにどこそこという、タイムスパンをわりと埋め込んでおります。今

現在やっておりますけれども、11ページの(4)のユニバーサルサービスの在り方、これも「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度の在り方、これはもう将来に向けての新しいサービスをいつぐらいまでに含めた形でもう一度見直すということは書かれて、ぜひ、「ユニバーサルサービスの対象として扱うのは時期尚早である」と。今、下から3つ目のブロックですけれども、下から4つ目のブロックを見ていただくと、「光IP電話の今後のサービスの提供状況や利用動向等を踏まえ、適時適切にユニバーサルサービスの対象範囲等の見直しの検討が行われることが望ましい。」と書いてあるのですけれども、これももう少し未来へ向けてのメッセージで、いろいろなサービスが創出されてくるので、例えば2015年なら2015年、ある程度のタイムスパンで新しいユニバーサルサービスの在り方を設定するのが適切ではないかとか、ここら辺になってくるとかなり断定的です。実は、(4)の(a)は、(b)もそうですけど。「ないか」というのがなくなってくるので、ぜひ未来へ向けてのうまくメッセージが繋がるとよろしいのではないかなと思っています。

【山内座長】 ありがとうございます。先ほどから具体性と、それから、そのタイムスパンの話がありますけど、今のこのユニバーサルサービスのところに関して言うと、この10月の19日に、ユニバーサルサービスのブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度のあり方という、非常に長い題名の、これはまとめですが、答申(案)が出ておりまして、我々としてはこれに準拠する形で記述しています。それで疑問形ではないということが1点。

それから、おそらくこの中で今、おっしゃったような時間的な流れについて記述がありますので、その辺少し確認した上で盛り込みたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ、中島構成員。

【中島構成員】 今の話に絡んでいるのですが、まさに11ページの下から2つ目の「しかしながら、」のところですが、「ブロードバンドサービスの利用が大きく向上した際には」という文言は、もっと踏み込んだ形が当然あるべきだと思いますので、「もっと向上させる」という文言が適切だと思います。この文言に絡んで具体策が他にも出てるとか、検討されているのであれば、踏み込んでいただきたい。

また、その向上策に類するような話としては、2ページの一番下の未整備地域における「ICTの利活用基盤」の中の公設民営化があります。この中で地公体等が基盤整備を行う際には、一番下から3行ですが、「医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体

的な整備を行うこととし」ということがここで書いてあるわけです。ただ、これを見ると、あくまでも未整備地域におけるICTの利活用基盤としか読めないのも、そんな限定されるものではないと思いますので、11ページのところなりにこの点は書き加えていただくことが必要だと思います。

今までの話でもあったように、確かに基盤整備をどういう形でやるかという話も必要ですが、その上でアプリケーションをどうやるかという点も重要です。キラーコンテンツの話等々今まで出てきましたし、海外の事例でもフィンランドが進んでいるというお話が以前の分科会の会合等であったところですので、ぜひこら辺は、確かに他の分科会ないしは他で進んでいるという面はあるにしろ、書き加えていただければと思います。

【山内座長】 はい。ご指摘いただきましたこと、了解いたしました。少し考えてさせていただいてよろしゅうございますか。どうぞ、勝間さん。

【勝間構成員】 コンテンツに関して補足させていただきますと、例えば電子カルテの問題がよく出てきているのですが、これ、電子カルテの最前線のお医者様とかにインタビューしてなるほどと思いましたのが、今のカルテというのは完全に文字ベースを前提として多少画像がくっついたものを、法的にも整備しなければいけないし、それを流通させている。ところが、今、医療現場で本当に考えているのは、例えば手術そのものの動画をカルテにできないとか、患者さんと医者の会話をそのまま音声のままカルテに載せてしまえば、それこそ全部、お医者さんがこれを文字に書きおろす必要もなくなるのでいいのではないかといった形で、もちろん今、法的にはこれはカルテとして認められないので、できないんですけども、技術的には可能だということなのですね。ただし、それがボトルネックになってしまうのは、通信設備その他になってしまうので、皆さんがおっしゃっている今ある姿を想定するのではなくて、例えばこういうものができるのではないかと。教科書においても同じですね、インタラクティブな教科書で動画や音声が入ったものが、各家庭、各子どもが全部持っているという姿もできますので、そういう何か1つでも2つでもいいので、具体例を書き込んだ方が、よりなぜ「光の道」が必要かというのがわかりやすくなると思いますが、いかがでしょうか。

【佐々木構成員】 どうしても話の出発点がインフラレイヤーをどういうふうに開放するかという話からきてしまっているのも、そこに引きずられてしまうのはしょうがないと思うんですけども、グローバル市場で目を転じて見れば、結局ところ、どこのレイヤーが今後最も重要なプラットフォームになるのかという競争なわけですね。従来、これが

キャリア、いわゆる通信キャリアのレイヤーであったと。そうやって80年代から90年代は推移してきたのですが、明らかにこの10年ぐらいの間はもう少し違う、決済とか、広告配信のレイヤー、いわゆるプラットフォームレイヤーと言われるところに上がってきている。一方で、でも、モバイル分野に関して言うと、それこそGoogleとアメリカのキャリアの間で行われているような、どっちが主導権を握るかみたいな争いが起き、さらにはアップル社がやっているように、機器を持っているところが軸になるんだというような形でさまざまな競争が行われている。そうすると、機器なのか、通信なのか、それとも決済なのかみたいなところで激しい戦いが行われている状況を見ると、もう少しその上位レイヤーに対する配慮はきちんとあってしかるべきか。つまり、もちろん、この部会が話すことは、通信レイヤーをどうするかという話であるというのは当然だと思うんですけど、でも、一方で、その通信レイヤーとその他の機器とか、デバイスやそのプラットフォームレイヤーとの関係性って極めて密接でなかなか切り離せないという状況にきている。

そうすると、かといって、今さら、じゃあ、日本国内でそういうプラットフォームレイヤーを握るような国内企業があまり育っていない状況の中で皆さん頑張りましょうって、これを政府委員会で言ってもあんまり意味がないわけですよ。ただ、ここで書かれているように、例えば國領先生のペーパーにもありますが、NGNというのは、非常にそのレイヤーとしては密接する可能性が高い分野であり、あと、先ほどお話に出ていた第4章、13ページの規制改革の問題等、この辺がレイヤー間の接続みたいなものが非常に重要になってくる部分であって、と考えるとね、そのレイヤーごとの関連性がどうなっていくのか、そこをどのように国としてその政策を推進していくかという視点がもう少しないと、単なる通信レイヤーの話だけで終わってしまって、グローバル市場から見ると、何かあさっての方向の議論しているようにしか見えなくなってしまうという危険性はあると思います。

【山内座長】 ありがとうございます。今おっしゃった上位レイヤーとの関係については、我々もいろいろ議論いたしましたし、それから、NGNのところでもちょっと触れておりますけれども、まさにそういった非常に重要な点ということで、記述も含めて、内容も含めて少し盛り込まさせていただこうと思いますので、よろしくお願いたします。

どうぞ。

【黒川座長】 今日の骨子(案)については、ある程度満足をしているのですが、僕は、この後ろ側でユニバーサルサービス政策委員会の座長もやっています、この後ろ

にユニバーサルサービスのことが出てきた。ここで議論されていることの他に、ここにはものすごくICTに関して関心の強い方がたくさん集まっていらっしゃるからいいのですが、今の電話代をこれ以上上げるなどか、もう本当にぎりぎりのところで電話を、電話として受け入れられればいいという人がたくさんいる。今の料金体系も9局別になっていて、東京の方が田舎よりも高いという料金体系になっています。それだけではなくてというか、もう前、かつて積み残してきたものがこのユニバーサルサービスのところにはたくさんあるにもかかわらず、とりあえず一時的にIP電話をこれまでの固定電話と同じものとみなしましょうと。そのときに幾らぐらいだったら許せるかということに関する議論を5回にわたってしました。これを理解してもらうのにもとても時間がかかるという状態なのです。なので、このユニバーサルサービスというのは、次世代のユニバーサルサービス、もう早く議論したくてしょうがないのに、まだ昭和二十五、六年のを引きずったままだろうかと、本体はそのままになっている状態だということをぜひ認識しておいて、この問題を扱ってほしいということが一個です。

それから、舟田さんと私は、多分もう二十七、八年この問題を扱ってきてややうんざりですが、今回初めてというか、感じたのは、これまではずっとNTTとKDDIの何か対抗で物事が決まっていくというところに、今度はソフトバンクも入ってくださって、しかも、ソフトバンクはリスクにとって意見を言うというやり方まで。これはこれまでの競争政策が決して失敗ではなかったということ、私は何となく相当自信を深めたというか、今までずっと何を決めるにも終わったときにね、不満が残っていたまま、先程の勝間さんに言わせると曖昧になったという、そういうことになってしまうのですが、あいまいの渦中にいた我々からするとどれぐらい辛かったか。これで最後にしてほしいなと思っているのですが、この雰囲気はものすごく大事だということ、これももう一つの大事なことなので、ぜひ認識しておいてほしいなと思っています。

前回ヒアリングのときにKDDIの小野寺さんから、通常の監視体制ではどんなにやっただって、どんなに文章を書いたってどうせ破れるところは破れてしまうし、見ることはできない、だから、その先にはどうしてもやはり違った形のものをつくらなければいけないという、提出資料とご意見がありました。それを先程勝間さんは、ストレートにこの先うまく何年間かやはりチェック時間をとっておいて、我々も選択肢を幾つか定義しておいて、選べる場所を選んでいって、とりあえずは機能分離でできることから、我々もできるという精神的な余裕も確保させていただいて動き始めますと。だけど、本当にそのことが何

も作用しないのだったら、今度こそは、もう私は多分退場していると思いますけど、思い切ったね、新しい何か皆がフラストレーションを残さないような形になってほしいと思っています。

今回のワーキンググループはものすごい時間をかけて一個一個の個別の要因について分析してくださいましたが、最後に決めるのは、このタスクフォースという役割なので、政府、特に総務省の政治の主体になっていらっしゃる方に、はっきりとどういう方向でいこうと決めていただくのがいいとやはり思いますので、そこまで一番適切な我々が考えたプロセスを提示するということについては、今回、山内先生のワーキングはすごく丁寧に時間をかけてくださった。このかけてくださった会議の回数も普通ではないですので、ぜひ重きを置いて大事に扱っていただいて、最後にはいい選択をしていただけるようにしていただきたいと思っています。

【山内座長】 ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【藤原構成員】 もう少しそのWG 2のちょっと宣伝というか、しておきたいところが、2ページですけれども、「基盤整備を加速するインセンティブを付与する」ということが書いてありますけど、特に未整備地域、これ、どこかにワイヤレスブロードバンドの促進というのが多分ここは非常に大きな役割を果たすと思っていますので、加速するインセンティブを付与する及びワイヤレスブロードバンドを促進するなどというところが、多分未整備地域の基盤整備にはきくのかなと思うんですけれども。

【山内座長】 了解いたしました。検討させていただきます。

他にいかがでしょうか、どうぞ。

【北構成員】 話を機能分離、構造分離のところに戻したい、一言言わせていただきたいと思うのですが、ワーキンググループでさんざん議論してきた中で、要するに、ボトルネック設備を分離するのもしないのかということ突き詰めていくと、おそらく技術中立性という立場をとるのかどうかということと、インフラレイヤーにおける設備競争を促進させるのかどうかという、この2つに行き着くんじゃないかと思います。

今、藤原先生もご指摘ありましたように、ワイヤレスブロードバンドの進化というのは著しい。世界のR&Dがワイヤレスの方に向いている。ですから、技術革新も著しいということで、ルーラルエリアのみならず、都市部においてもワイヤレスと固定が競争しながら、技術競争しながら進んでいくという姿が望ましいというふうに考えます。「光の道」構想の議論が始まってから、特にソフトバンクさんがああいう斬新なプランを提案していた

だいて以降、設備競争をされている事業者様の動きが非常に活発化しています。電力系NCCさん、ケーブルテレビ事業者さん、この半年、1年の彼らの動きを見ていても、改めてファイティングポーズをとろうとしていますし、実際に動かれています。そういった実態を考えると、既に「光の道」構想の実現に向けて動き始めている、この議論をしている中でも動き始めているという感覚を私は持ちます。

したがって、機能分離、構造的分離をすることによって、独占的な事業体ができることにより、イノベーション、インフラレイヤーにおけるイノベーションの促進、あるいは設備競争の促進というものが阻害されるのかどうかというところ、ここが多分一番のポイントだと思いますが、私は阻害されると思います。ですから、今回のワーキンググループの提案として、機能分離を行うことが現時点において最も現実的かつ効果的と私は考えます。で、これがまたうまくいかなかったから、じゃあ、資本分離、構造分離というものをするのだよということも、今の考え方に基づけばおかしい。機能分離で徹底的にやっていく。今まで徹底されていなかったところをしっかりと監視機能も含めてやっていくのだということをやらずやるべきではないかと思っています。

【山内座長】 ありがとうございます。他にご意見、いかがでしょう。どうぞ。

【吉川構成員】 4ページでワイヤレスブロードバンドの話を書いています。2回ぐらい前の合同部会で電波オークションの話、私からちょっと問題提起をさせていただいて、その立ち退き金と電波の利用価値ってギャップがありますよというふうにちょっと問題指摘をさせていただいて、ただ、その後、あなたも議論に加わりなさいということ、2週間ぐらいの合同部会に私も意見陳述をさせていただきました。制度設計はかなり難しい方の部類になると思うんですが、立ち退く側にもインセンティブを与える、あるいは新たに利用する方にもインセンティブを与えるということは、制度設計上はできなくはないだろうと思っていますので、ぜひこの辺ちょっと徳田先生のところで頑張っていたければなと思っています。

つまり、ワイヤレスというのは、今回「光の道」の構想で、ある意味ではFTTH、光ファイバの重要牽引役にもなると思いますし、逆に言うと、ある意味では競争相手にもなると、媒体としてですね。その意味で非常にいい効果をもたらすものだと思いますので、ぜひ引き続きご検討いただければと思います。

【徳田座長代理】 どうもご指摘ありがとうございます。今、こちらに書いてあります4ページの上から2つ目ですかね、両方。先ほど町田様からもご指摘がありましたけれど

も、これは今、鋭意ワーキンググループ2の方で、先ほど吉川さんもおっしゃったように来ていただいて、台湾の事例等をお話しいただいたわけですが、やっておりますので、両方やはりうまく書き込んでいただいて、補完的に、先ほどの藤原さんのご指摘もありますけれども、ルーラルエリアにおけるワイヤレスブロードバンドの活用、整備を促進する等々を入れていただければと思っています。

以上です。

【山内座長】 ありがとうございます。

【北構成員】 もう1点補足させていただきます。5ページの下から2番目のパラグラフ、このマイグレーションのところに「その早期実現を図る」という言葉を入れていただきました。私はもっと、強く、強い形で入れてほしかったのですが、現時点では「その早期実現を図る」という形が入っています。これは何を言いたいのかと申しますと、概括的展望で出てきたスケジューリングというものが、私は、決してよしと思っているわけではなくて、ソフトバンクさんご指摘のように、メタルと光が併存しているという期間ができるだけ短くなる、できるだけ早期にメタル、PSTNを引きはがしていくということが国民の利益に資するのではあれば、一日も、一年でも早くこのマイグレーションを行っていく。そのためには一体どういう方法があるのか。ソフトバンクさんのご提案のいろいろなアイデアも含めて、どうやったら一日も早く巻き取れるのだろうかということをしっかりと議論するということが必要であろうと思っております、「その早期実現を図る」という言葉にはそういう想いがあるということをご理解いただければと思います。

【山内座長】 ありがとうございます。

そろそろ時間の方が迫ってまいりまして、まだまだご議論はあろうかと思っておりますけれども、先ほど黒川座長がおっしゃっていらっしゃいましたけれども、ここの場でどこまで決めるのかという問題がございますので、それについては、最初に藤原委員のご指摘に私の方からお答えさせていただきましたような構造になっております。

もう一つの問題は、特に8ページから9ページのところにかけて、構造問題、どういうふうに扱うかということだと思っております。基本的に、私は今日のご議論の限りでは、9ページの記述については、完全な異論はなかったというふうに承知しておりますけれども、ただ、これについてその先の扱い、あるいは断定の仕方、そういったことについていろいろなご意見が出されました。これ、もう少しまたワーキングの方に持ち帰って議論させていただきます。

それから、これは今、骨子ですので、報告書の形で具体的にどのように書くかという問題もございますので、そういった対応も含めて検討させていただこうと思っております。

それから、幾つかの点について具体性の問題、あるいは期間的にどういうタイムスケジュールでやるのかという問題、それから、個別の点については書き加えるべきこと、修正すべきことについてのご指摘もいただきました。これらについてもワーキングの方で再度ご議論させていただく。それと、先ほど申しましたように、報告書の中で具体的にどこまで書けるかということも議論させていただこうと思います。

ということで、今日、私の最後のまとめといたしましては、本会の骨子（案）についておおむねのご了解をいただいたと了承しております。ただ、先ほど言いましたように、これをどのように扱うか、あるいはどのように上位のプラットフォームに上げていくかと、この辺についてももう少し検討させていただいて、まとめとさせていただこうと思っております。ありがとうございました。

それでは、この辺で、副大臣、あるいは政務官、何かコメントございましたら。

【平岡総務副大臣】 精力的なご議論ありがとうございました。先ほど黒川座長から、今後の話として、総務省なり、あるいは総務省の政務三役が果たす役割についても言及がございましたけれども、私たちは、これまで有識者の皆様方が本当に一生懸命議論されたものを踏まえて判断していかなければいけないと思っております。そういう意味で、我々がいろいろ判断するに当たって必要な材料、いろいろな要素というものはしっかりとこの報告書の中に書き込んでいただいて、私たちが判断を間違わないように、ぜひご協力をいただきたいと思っております。ありがとうございます。

【森田総務大臣政務官】 本日までの17回の会合の中でおまとめいただきました骨子（案）本当にありがとうございました。平岡副大臣がおっしゃったように、重い責任を自分たちが担うわけですから、しっかりと判断していけるように、これからも研さんを積んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から、次回の日程等についてお願いいたします。

【木村事業政策課調査官】 次回の日程ですけれども、11月30日を予定してございます。また正式にご連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【山内座長】 ありがとうございます。次回は11月30日ということでございます。

それでは、以上で第17回の会合を終了とさせていただきます。皆様方には、お忙しい

ところをご出席いただきましてどうもありがとうございました。

以上